

留萌市各種審議会委員の募集について

留萌市では、令和8年4月に改選期を迎える2つの審議会の委員を募集します。

各種審議会委員とは、市がこれから進めようとするさまざまな仕事を適正に進めるため、皆さんから意見や提言をいただくための組織の委員で、より多くの意見を反映させるために公募制を導入しています。

留萌市自治基本条例による『市民参加の原則』の趣旨のとおり、住み良い留萌市にするため、多くの市民の皆さんからご意見などをいただきたいと思います。

1 募集する各種審議会委員

今回募集する各種審議会とその概要、任期などは裏面の表のとおりです。

年間2～4回程度の会議（会議に要する時間は、主として平日2時間程度）を予定しています。

各出席委員には、1回につき3,000円の報酬が支給されます。

2 公募対象者

対象者は、留萌市内に居住かつ住所のある満18歳以上（令和8年4月1日現在）で市税等を完納されている方に限ります。

3 申込方法

「留萌市各種審議会選考申込書（別記様式1号）」に必要事項を記入し、令和8年1月16日（金）から2月27日（金）までに（郵送の場合も27日必着）市役所総務課へ申込み下さい。申込書については、市役所総務課、中央公民館、は一とふる、るもいプラザにて配布しております。なお、留萌市ホームページからもダウンロードが可能です。

4 選考方法

- (1) 公募条件を満たしている場合、委員候補者として名簿に登録します。
(登録期間は2年間となります。)
- (2) ご本人のご希望などを考慮して、順次、委員に委嘱します。
- (3) 応募者多数の場合など、名簿に登録されても委員に委嘱されない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(いずれの場合も、決定内容について3月中にご本人あてに通知します。)

5 その他

- (1) 既に市の審議会の委員等に選任されている場合につきましては、留萌市審議会の設置等に関する規程第4条第1項第5号に基づき、「ほかの審議会などの委員の職を4職以上兼ねる方は審議会の委員に任命しないこと。」とされておりますのでご了承ください。
- (2) 現在、留萌市では「女性・青年の市政への参加を積極的に推進する」こととしており、今回の各種審議会委員の公募につきましても、女性及び青年層の方々の積極的な応募をお願いいたします。

今回募集する各種審議会委員

	審議会等の名称	話し合いの内容	任期	募集人員
①	留萌市社会教育委員の会議	社会教育に関する諸計画の立案、スポーツ振興などについて話し合います。	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日 (任期：2年間)	2名
②	留萌市上下水道事業運営委員会	留萌市上下水道事業の運営に関する事などについて話し合います。	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日 (任期：1年間) ※残任期の募集	2名
	計			4名

※各種審議会の詳しい内容につきましては、それぞれ次の担当課へお問い合わせ下さい。

①生涯学習課生涯学習係 42-0435

②上下水道課管理係 42-5151

問合わせ及び申込み先	〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地 留萌市役所総務部総務課人事研修係 Tel0164-42-1802 (直通) e-mail:jinji@e-rumoi.jp
------------	--